

## 鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県心豊かな学校づくり推進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、県内の私立高等学校又は私立中学校が、社会の変化に対応した教育の改革に資する教育活動を推進するのを支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う私立高等学校又は私立中学校を設置する学校法人に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第2欄に掲げる経費の額に同表第3欄に定める率を乗じて得た額(同表第4欄に定める額を限度とする。)以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として60日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額又は2割以上の減額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について文部大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号による計画書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から10日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年12月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年12月19日から施行し、平成12年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱中「文部大臣」とあるのは、平成13年1月6日以降は「文部科学大臣」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年9月17日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年8月2日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月12日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年1月28日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年1月23日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月12日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 限度額
1 多彩な人材の活用等による教育の推進に関する事業	<p>当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）に私立高等学校又は私立中学校が、「1 補助事業」欄の1から6に掲げる事業を行うために要する、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）別表第1の人件費及び教育研究経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>（1）人件費のうち、常勤教職員に係るもの</p> <p>（2）食糧費（教材費と認められるものを除く）</p> <p>（3）その他対象とすることが不適当と知事が認める経費</p>	3 / 4	<p>例示した取組等から</p> <p>1つ実施 60万円</p> <p>2つ実施 120万円</p> <p>3つ以上実施 200万円</p>
2 多彩な人材の活用等による教育の推進に関する事業（新型コロナウイルス感染症への対応による追加的人材の配置）			100万円
3 次期学習指導要領に向けた取組の促進に関する事業			56万円
4 教育相談体制の整備に関する事業			60万円
5 職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進に関する事業			<p>例示した取組等から</p> <p>2つ実施 30万円</p> <p>3つ以上実施 40万円</p>
6 安全確保の推進に関する事業			60万円